

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	大町町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.omachi.saga.jp/index.html

執行機関名 大町町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大町町就学援助費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大町町個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月16日条例第20号)別表第1第10項 大町町就学援助費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	大町町就学援助規則(平成24年4月1日教育委員会規則第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき小学校、中学校及び義務教育学校(ただし、県立中学校及び私立中学校は除く。以下「小中学校」という。)に在学する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助(以下「就学援助」という。)を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大町町就学援助規則(平成24年4月1日教育委員会規則第1号)